

都立文化施設における装飾物について

1 装飾物の設置

- (1) 東京芸術劇場において、設置時期・内容等を当委員会と協議の上、装飾物を設置すること。
- (2) その他必要に応じ、当委員会と協議の上、装飾物を設置することができるものとする。

2 装飾物の撤去

既設置（下表）及び上記 1 で設置した装飾物については、時期・方法等を当委員会と協議の上、撤去すること。

施設名	場所	装飾内容	個数	サイズ (mm)
東京都江戸東京博物館	エントランス	床面シート	1 枚	W3,000×H2,400
	外壁	懸垂幕	1 枚	W1,280×H11,300
東京都写真美術館	外壁	懸垂幕	1 枚	W1,500×H13,000
東京都現代美術館	屋外石垣	バナー	1 枚	W6,300×H900
東京都美術館	入口門扉	バナー	1 枚	W2,350×H1,480
東京文化会館	エントランス	懸垂幕	2 枚	W900×H3,500
東京芸術劇場	アトリウム	懸垂幕	2 枚	W2,300×H10,000 W2,300×H6,000
	屋外壁面	バナー	1 枚	W4,478×H3,200 (※)

(※) 想定サイズ